

第7回久慈市議会定例会会議録(第4日)

議事日程第4号

平成20年3月17日(月曜日)午後1時30分開議

- 第1 議案第21号、議案第28号(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第2 議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号(教育民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第3 議案第27号、議案第30号(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第4 議案第31号、議案第32号(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第5 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第6 議案第34号から議案第36号まで
提案理由の説明・総括質疑
委員会付託省略
- 第7 議案第34号(質疑・採決)
- 第8 議案第35号(質疑・採決)
- 第9 議案第36号(質疑・採決)
- 第10 発議案第9号(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 第11 議員派遣の件(採決)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第21号 一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第28号 平庭高原施設事業財政調整基金条例を廃止する条例
- 日程第2 議案第22号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第23号 後期高齢者医療に関する条例
議案第24号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第25号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 議案第26号 市税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第27号 中心市街地における商業基盤施設に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
議案第30号 財産の交換に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第31号 市道路線の認定に関し議決を求めることについて
議案第32号 市道路線の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 平成20年度久慈市一般会計予算
議案第2号 平成20年度久慈市土地取得事業特別会計予算
議案第3号 平成20年度久慈市国民健康保険特別会計予算
議案第4号 平成20年度久慈市老人保健特別会計予算
議案第5号 平成20年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 平成20年度久慈市介護サービス事業特別会計予算
議案第7号 平成20年度久慈市魚市場事業特別会計予算
議案第8号 平成20年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算
議案第9号 平成20年度久慈市工業団地造成事業特別会計予算
議案第10号 平成20年度久慈市公共下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成20年度久慈市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第34号 副市長の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第8 議案第35号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第9 議案第36号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第10 発議案第9号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

日程第11 議員派遣の件

出席議員 (25名)

1 番 梶 谷 武 由君	2 番 上 山 昭 彦君
3 番 泉 川 博 明君	4 番 木ノ下 祐 治君
5 番 澤 里 富 雄君	6 番 藤 島 文 男君
7 番 砂 川 利 男君	8 番 畑 中 勇 吉君
9 番 小 倉 建 一君	10 番 山 口 健 一君
11 番 中 平 浩 志君	12 番 中 塚 佳 男君
13 番 佐々木 栄 幸君	14 番 桑 田 鉄 男君
15 番 堀 崎 松 男君	16 番 大久保 隆 實君
17 番 小野寺 勝 也君	18 番 城 内 仲 悦君
19 番 下斗米 一 男君	20 番 清 水 崇 文君
21 番 下 舘 祥 二君	22 番 大 沢 俊 光君
23 番 濱 欠 明 宏君	24 番 八重櫻 友 夫君
25 番 高屋敷 英 則君	26 番 宮 澤 憲 司君

欠席議員 (なし)

事務局職員出席者

事務局 長 亀田 公明	事務局 次長 大 橋 良
庶務グループ 大森 正則	議事グループ 長内 実
総括主査 主 事 大内田博樹	総括主査

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君	副 市 長 工藤 孝男君
副 市 長 外舘 正敏君	総務企画部長 末崎 順一君
市民生活部長 佐々木信蔵君	健康福祉部長 (兼福祉事務局長) 菅原 慶一君
農林水産部長 中森 健二君	産業振興部長 卯道 勝志君
産業振興部部長 下舘 満吉君	建設部長 (兼水道事務局長) 嵯峨喜代志君
山形総合支所長 角 一志君	山形総合支所次長 野田口 茂君
教育委員長 岩城 紀元君	教育次長 大湊 清信君
選挙管理委員会委員長 鹿糠 孝三君	監査委員 木下 利男君
農業委員会 会長職務代理者 中屋敷福男君	総務企画部 総務課長 (併選管事務局長) 根井 元君
教育委員会 総務学事課長 宇部 辰喜君	農業委員会 事務局 長 中新井田勉君

午後1時30分 開議

○議長 (下斗米一男君) ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長 (下斗米一男君) 諸般の報告をいたします。市長から議案3件の追加提出があり、また議員発議案1件及び当初からの提出議案1件を追加し、お手元に配布してあります。

〔参 考〕

発議案第9号

道路特定財源の確保に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年3月17日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光

提出者 久慈市議会議員 山口 健一

道路特定財源の確保に関する意見書

道路整備は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では5億2千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃

し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月17日

岩手県久慈市議会
議長 下斗米 一男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 殿
総務大臣
財務大臣
経済財政政策大臣
国土交通大臣

議員派遣の件

平成20年3月17日

地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 第60回東北市議会議長会定期総会

(1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため

(2) 派遣先 青森県八戸市

(3) 派遣期間 平成20年4月17日

(4) 派遣議員 濱欠明宏副議長

~~~~~

#### 日程第1 議案第21号、議案28号

○議長（下斗米一男君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案21号及び議案第28号の2件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。高屋敷総務常任委員長。

〔総務常任委員長高屋敷英則君登壇〕

○総務常任委員長（高屋敷英則君） それでは本定例会において、総務委員会に付託されました議案2件について、去る3月7日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第21号「一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

当局の説明によると、本案は、市政改革プログラムの中で掲げている効率的な事務事業の実施に基づき、職員等の旅費に係る現地経費を支給する区域の見直しと、所要の整備をするものである。改正の内容は、現在、宿泊を伴わない場合の現地経費は、鉄路で100キロメートル未満、水路及び陸路で50キロメートル未満の旅行が定額の2分の1の額の支給となっているところであるが、この取り扱いを廃止し定額の支給をしようとするものである。

これに伴い、経費を支給しない区域を、これまでの洋野町、九戸村、普代村などの隣接町村から、八戸市、一戸町、田野畑村などの市町村まで拡大し、また、特別急行列車を使用できる路線距離を片道90キロメートルから片道60キロメートルに改めようとするものであるとの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、現地経費の定義と1日当たりの経費は幾らなのかとただしたのに対し、現地経費とは日当のことで、旅行中の駐車料金、昼食等、その他の雑費を賄う経費であり日額2,200円であるとの答弁がありました。

また、改正の目的と、改正することで経費節減をどの程度図ることができるのかとただしたのに対し、改正の目的は事務の効率化にあり、結果として経費の節減につながるものである。例えば現地経費を支給する場合において、キロ数により定額支給と2分の1支給とに区分されていることから、その都度各部署において確認を要するという煩雑な実態にあり、事務の効率化等の観点から市町村単位での支給に改めようとするものである。

また、その影響額は、18年度の旅費の実績から見ると、約400件の旅行命令で金額にして約135万円の経費節減になるとの答弁がありました。

そのほか、改正により職員は不利益を受けないか。研修等が充実したり、優遇される改善になるのか。駐車料金の取り扱い等々質疑が交わされたところであり

ます。

採決の結果、議案第21号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「平庭高原施設事業財政調整基金条例を廃止する条例」について申し上げます。なお、委員会では議案第28号の審査に当たり、現地調査を実施したところであります。

当局の説明によると、本案の基金条例は、平庭高原施設の整備その他財政の不足が生じたときの財源に充てるため、平庭高原施設事業特別会計の剰余金を積み立てる目的で、平成3年3月に旧山形村議会において条例制定されたもので、久慈市との合併により久慈市条例となったものである。

平庭高原施設事業は、センターハウス平庭山荘事業と索道事業を運営するもので、平庭山荘事業は一般会計予算により平成18年4月1日から、索道事業については平成18年10月から特別会計予算の中で、それぞれ平庭観光開発株式会社が指定管理をしているところである。

この2事業が指定管理に全面移行されたことに伴い、平成19年3月議会において平庭高原施設事業特別会計は廃止され、平成19年度から平庭高原施設事業の運営経費は一般会計の商工費より支出されている。

当該財政調整基金については平成18年度末において332万4,000円の基金残高がありましたが、翌年度の平庭高原施設修繕等整備事業に充当するため存続していたものであり、今般の一般会計への繰り入れにより、所期の目的を達成したので、当該基金条例を廃止するものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、基金残高が約332万円であるということだが、所期の目的を達成したので、基金自体が必要ないという解釈でよいのか。今後においては、指定管理しているスキー場などの大規模修繕にかかる費用は一般会計で予算化するのかとただしたのに対し、基金の残高約330万円は、今般一般会計に繰り入れて施設の修繕等に充当することによって、所期の目的を達成するものである。

今後のスキー場などの施設整備については計画的に整備していかなければならない部分があるので、それについては一般会計で対応したいとの答弁がございました。

また、今後においてスキー場や平庭山荘などの施設で予想される大規模な修繕工事等があるのかとただしたのに対して、スキー場ではリフトの改修工事、圧雪車を2台更新、平庭山荘については、現在エコパーク事業でしらかばの湯を整備しているもので、それに伴い既存の浴室の撤去改修工事などが予想されるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理における各施設の管理料の予算内訳及び利用実績、さらにはスキー客、観光客を勧誘するための平庭高原施設の運営について、質疑が交わされました。

また、自生するツツジの群生の減少対策など、平庭高原の本来の価値を、もう一度認識すべきであるなどの県立自然公園の環境整備についても広範な範囲からの質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第28号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

満場のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第21号「一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」、議案第28号「平庭高原施設事業財政調整基金条例を廃止する条例」、以上2件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第28号は原案のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第2 議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号

○議長（下斗米一男君） 日程第2、議案第22号から議案第26号までの5件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。桑田教育民

生議員委員長。

〔教育民生常任委員長桑田鉄男君登壇〕

○教育民生常任委員長(桑田鉄男君) 本定例会において、教育民生委員会に付託されました議案5件について、去る3月7日及び12日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第22号「手数料条例の一部を改正する条例」についてであります。当局から、本案は戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、引用条項等の整理及び住民基本台帳カードの交付手数料を本年4月から3年間に限り無料で交付しようとするものであり、戸籍法等の主な改正点は、個人情報保護の観点から戸籍謄抄本の請求できる場合を限定すること及び交付請求の際の本人確認の手続きが整備されたもので、この引用条項を整理しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正について、戸籍謄抄本や住民票の写しを請求できる場合の限定及び本人確認の手続きが整備されたが、その詳細について、また、改正部分の施行日はいつになるのかとただしたのに対し、これまで戸籍法においては、戸籍の謄抄本を請求できるものは「何人でも」という表現であったが、改正戸籍法により「原則として戸籍に記載されている者、除籍された者、配偶者、直系尊属、直系卑属に限る」との原則が盛り込まれた。さらに、これ以外に請求できる場合として「弁護士、司法書士等が受任している事件の業務遂行のための請求、弁護士等が裁判手続きのため及び刑事事件に関して弁護士として業務を行う場合等に請求できる」こととされた。

本人確認については、これまで特に法律に明文規定がなかったが、運転免許証等の公の機関が発行する書類によって確認することという条項が盛り込まれた。

改正住民基本台帳法においても、改正戸籍法と同様の取り扱いに改正されたとの答弁がありました。

また施行日については、国からの情報では本年5月1日から施行予定であるとの答弁がありました。

次に、本人確認に当たって、公的機関が発行した身分証明書等を持っていない方への対応はどうかとただしたのに対し、官公署等が発行した運転免許証、写真つきの住基カード、パスポート等を持っていない

方については、健康保険証や写真がつかない住基カードあるいは年金手帳等を複数組み合わせることによって本人確認をするという仕組みが国から案として示されており、今後早急に考え方が示されるものととらえているとの答弁がありました。

そのほか、住民への周知方法について、住基カードの発行件数及び住基ネットの費用対効果について等の質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第22号は全員異議なく、可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「後期高齢者医療に関する条例」について申し上げます。

この条例は、後期高齢者医療制度にかかわる市の行う事務について定めるもので、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険料の徴収及び政令、省令で定めるもののほかを条例で定めるものであり、その他当該事務にかかわる保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収の納期、保険料の督促手数料等について定めようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、市内での後期高齢者医療の対象者数と後期高齢者が医療機関を利用した際、本人負担が3割となる現役並み所得者数及び現役並み所得者の判定方法についてただしたのに対し、市内の対象者数は約5,000人でそのうち193人程度が現役並み所得者と見込んでおり、その方々については本人負担が3割となる。

また、現役並み所得者に該当するのは、後期高齢者世帯で145万円以上の課税所得のある方で、後期高齢者単身世帯で収入が383万円以上の場合及び後期高齢者複数世帯で収入が520万円以上の場合であり、それらの方が3割負担となるとの答弁がありました。

そのほか被用者保険の被扶養者に係る激変緩和措置について、後期高齢者医療制度の住民説明及び窓口対応について、医療費の財源構成と自己負担率について等々質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第23号は賛成多数により、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「国民健康保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、本年4月から、医療制度改革による生活習慣病対策のための特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務づけられること、及び岩手県国民健康保

険団体連合会が経営する健康管理施設ひまわり荘が廃止されること等に伴い、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、特定健康診査に要する事業費の財源とその負担方法についてただしたのに対し、特定健康診査には年間約2,200万円の事業費が見込まれるが、個人負担は1人当たり約1,300円で計135万円程度、国・県からは基準額の3分の1の助成で400万円程度、残りの1,600万円程度が国保財政からの持ち出しとなるとの答弁がありました。

次に、特定健康診査の受診率によっては、国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ支払う支援金にペナルティが課せられることについてただしたのに対し、平成25年度からの支援金について、それまでに受診率が65%をクリアしない場合等において、最大で10%を支援金に加算、クリアした場合は逆に最大10%を減額するという制度であり、現在の当市の受診率約30%から65%への引き上げは非常に厳しい数字ではあるが、市民の健康増進と国保財政の安定経営のため、平成24年度までに達成するよう、受診率の向上に鋭意努力するとの答弁がありました。

次に、ひまわり荘の廃止理由と土地、建物の処分方法についてただしたのに対し、廃止の主な理由は利用者の極端な減少によるものであり、昭和34年に開業して以来、所期の目的は十分達成したととらえているとの国保連からの説明があった、また、土地及び建物の処分については、売却を予定しており、これまでと同様の趣旨の利用を希望し、売却先を探しているとの答弁がありました。

そのほか、国保会計で行う特定健康診査と一般会計で行う住民健診の項目数と内容について、一般会計からの繰入金について等の質疑が交わされましたところであります。

採決の結果、議案第24号は賛成多数により、可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。

本条例は、平成18年6月21日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、本年4月1日

から施行されることに伴い、国民健康保険事業財政調整基金条例ほか2件の関係条例について所要の整理をしようとするものであり、内容は、法律の名称変更、字句の変更あるいは法律引用条項などの変更であるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

老人保健特別会計はいつまで存続するのかとただしたのに対し、現行の老人保健法は廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律にかわったが、医療費にかかる再審査請求について、消滅時効までの期間が2年間あり、これらに対応するため、老人保健特別会計は平成22年度まで残すこととしているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第25号は賛成多数により、可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「市税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、国民健康保険税の山形町分の税率について、旧市村の合併時における合併協定項目により、平成19年度までの間、両市村の税率をそれぞれ適用する不均一課税について、平成20年度から段階的に見直しをするとしていたもので、国民健康保険税の山形町分の均等割、平均割、所得割、資産割をそれぞれ改めるとともに、健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の徴収方法に特別徴収の方法を加え、あわせて関係する規定の整備を図ろうとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、山形町分の税額を4年間かけて均一化したいとのことだが、合併の原則として負担は軽い方へ、サービスは高い方へあわせるというのが合併前の説明であった。今回の改正は負担の高い方に均一化するもので合併時の説明が無視されているのではないかとただしたのに対し、合併協定項目においては、国保会計の健全運営のため、高い方や低い方にあわせるのではなく、不均一課税を統一するということになっていたものであり国保の被保険者数は人口比と同じく、10対1という割合で、1に人口の方にあわせると、国保財政は維持できないこととなるとの答弁がありました。

次に、国税の特別徴収に関わって、対象世帯数の見込みについてただしたのに対し、65歳から75歳未満

の高齢者のみの世帯で1年間の年金受給額が18万円以上あれば特別徴収の対象となるが、介護保険の保険料との合計額が年金の2分の1を超える場合は普通徴収となるもので、特別徴収の対象世帯数は1,028世帯と見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、国保税の納付状況等について、条例改正と国の準則について等の質疑があったところでありませ

す。採決の結果、議案第26号は賛成多数により、可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(下斗米一男君) ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下斗米一男君) 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下斗米一男君) 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第22号「手数料条例の一部を改正する条例」は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(下斗米一男君) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「後期高齢者医療に関する条例」、議案第24号「国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第25号「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、議案第26号「市税条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。以上4件は、委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(下斗米一男君) 起立多数であります。よって、議案第23号から議案第26号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第27号、議案第30号

○議長(下斗米一男君) 日程第3、議案第27号及び議案第30号を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。堀崎産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長堀崎松男君登壇〕

○産業経済常任委員長(堀崎松男君) 本定例会におい

て、産業経済委員会に付託されました議案2件について、去る3月7日に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果をご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第27号について、現地調査を行ったところでありませ

す。最初に、議案第27号「中心市街地における商業基盤施設に係る固定資産税の不均一課税に関する条例」について申し上げます。

本案は、中心市街地において固定資産税の不均一課税を行うことにより、中心市街地における商業基盤施設整備促進に資するため、本条例を制定しようとするものであります。当局からは、国の認定を受けた久慈市中心市街地活性化基本計画の中心市街地の地区内における商業基盤施設の用に供する家屋、もしくは構築物または土地に最初に固定資産税が課せられる年度以降3年間について、不均一課税を行おうとするもので、その税率について初年度は、市税条例第62条に定める固定資産税の税率1.5%を10分の1に減じ、第2年度は3分の1に減じ0.5%、第3年度は3分の2に減じ1%にしようとするものである。また、固定資産税の減収額については、国からの税制支援措置として地方交付税交付金で減収補てん支援措置を3カ年受けられるもので、公布の日から施行しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要を申し上げます。

まず、初年度から第3年度まで税率が下げられるが、4年度以降はどうなるのかとただしたのに対し、4年度以降は本来の固定資産税率1.5%になるとの答弁がありました。

次に、固定資産税の不均一課税減収補てん措置について、地方交付税交付金はどれくらい補てんされるのかとただしたのに対し、減収補てんとして地方交付税で措置されるのは75%であるとの答弁がありました。

次に、不均一課税の税率について、市ではどこを参考にしてこの案を出したのかとただしたのに対し、東北3県及び全国の他の市を調査した結果、その中で一番多かった税率を参考にして不均一課税の税率を提案したものであるとの説明がありました。

また、出店者に対する支援措置がないのか、今回提案された不均一課税の税率の対象になる施設は物産館だけなのか、歴通路通りも対象になっているのか等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第27号は全

員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「財産の交換に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は社団法人岩手県林業公社の解散に伴う、公社事業と県有林事業の一元化によって、公社事業は県が引き継ぎ、公社の債務は立木の持分権で県と市町村に代物弁済することで整理され、県と市町村の債権割合に応じたものとなっている。このことから、市内全域の公営林に分散している久慈市の立木の持分権と市有林に岩手県が持つ立木の持分権を相互に交換し、持分権を集約することで共有関係を解消し、それぞれ独立した森林経営を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要を申し上げます。

まず公社造林のため、これまで市が貸し付けしてきた金額と、公社造林における土地所有者と公社の分取割合についてただしたのに対し、公社に貸し付けした久慈市の債権残額は約5億4,910万2,000円であること。分取割合は、所有者が4割、公社が6割権利を持っていたこと。また、公社が解散したことによって、公社が保有していた権利は県と市に持分割合に応じて代物弁済されたこと。その割合は県が94%、市が6%であること。また、この評価額は簿価評価額であり、この持分権は、面積に換算すると約220ヘクタールとなること。集約する地区は、山形町の繁地区1カ所にまとめ、市の持分割合を100%としようとするものであるとの答弁がありました。

次に、今後の管理と、その経費等についてただしたのに対し、管理については他の市有林と同様、看守人による管理とし、今後の森林整備経費については約8,000万円程度要する見込みであるとの答弁がありました。

次に、公社造林をした旧久慈市と旧山形村の面積の割合についてただしたのに対し、旧久慈市が5.75ヘクタールであり、残りがすべて山形地区であるとの答弁がありました。

また、公社の解散の原因は何なのか、交換する場所の樹種、松くい虫の被害地域等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第30号は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第27号「中心市街地における商業基盤施設に係る固定資産税の不均一課税に関する条例」、議案第30号「財産の交換に関し議決を求めることについて」以上2件は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号及び議案第30号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第31号、議案第32号

○議長（下斗米一男君） 日程第4、議案第31号及び議案第32号を議題といたします。以上2件に関し、委員長の報告を求めます。中塚建設常任委員長。

〔建設常任委員長中塚佳男君登壇〕

○建設常任委員長（中塚佳男君） 本定例会において、建設委員会に付託された議案2件について、去る3月7日委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第31号及び議案第32号について現地調査を実施したところであります。

最初に、議案第31号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」申し上げます。議案第31号、川貫東線は、起点を川貫第5地割15番10地先、終点は川貫第5地割17番1地先とし、その路線認定延長は113.2メートル、現況幅員は約3メートルであります。本路線は市道川貫通り線にアクセスし、住民の利用度が高く、緊急時の活動等において重要な路線であるとの説明がありました。審査の中では、認定要件のうち、幅員及び利用戸数の考え方、回転広場の設置基準とその経緯について質疑があり、幅員については建築基準法で定める基準を確保するため4メートル以上としており、側溝幅も幅員に含まれる。利用戸数については



道路認定基準要綱でおおむね10戸以上としているが、8戸程度であればおおむね10戸以上であると解釈している。また回転広場については、平成11年に基準を定め、周知してきたとの答弁がありました。

そのほか認定後の登記事務、本路線の今後の整備計画等について質疑が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第31号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」申し上げます。議案第32号、北野2号線は平成4年度に団体営農道整備事業で農道として整備された路線であり、その終点を侍浜町北野第10地割87番地先から侍浜町北野第10地割112番12地先に変更しようとするものであります。本路線は国道45号と市道北野線をアクセスし、農業振興及び地域住民の生活の用に供される集落内の連絡路線であるとの説明がありました。

審査の中では、本路線の幅員について、また終点変更区間は農道として整備を行い、市で管理していたが、不都合はなかったのかとの質疑があり、幅員については側溝含みで6メートルである。また、終点変更区間について管理上の不都合はなかったとの答弁がありました。

そのほか、本路線に接続する市道等について質疑が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第32号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」は全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第31号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」、議案第32号「市道路線の変更に関し議決を求めることについて」、以上2件は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号及び議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号

○議長（下斗米一男君） 日程第5、議案第1号から議案第11号までを議題といたします。以上11件に関し、委員長の報告を求めます。中平予算特別委員長。

〔予算特別委員長中平浩志君登壇〕

○予算特別委員長（中平浩志君） 本定例会において、予算特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第11号までの平成20年度久慈市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の計11件について、去る3月11日から13日までの3日間にわたって委員会を開催し、審査いたしましたのでご報告申し上げます。

委員会では各般にわたり活発な質疑・答弁が交わされたところではありますが、本委員会には議長を除く全員で構成された委員会であり、委員会における質疑・答弁など、詳細な審査経過につきましては各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度久慈市一般会計予算」、議案第3号「平成20年度久慈市国民健康保険特別会計予算」及び議案第5号「平成20年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」の3件は、採決の結果、いずれも賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第2号「平成20年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第4号「平成20年度久慈市老人保健特別会計予算」、議案第6号「平成20年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第7号「平成20年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第8号「平成20年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第9号「平成20年度久慈市工業団地造成事業特別会計予算」、議案第10号「平成20年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」及び、議案第11号「平成20年度久慈市水道事業会計予算」の8件は、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。17番小野寺勝也君。

〔17番小野寺勝也君登壇〕

○17番（小野寺勝也君） 日本共産党久慈市議団を代表し、議案第1号「平成20年度久慈市一般会計予算」に反対の討論をいたします。なお、一般会計と相互に関連することから、特別会計にも言及をいたします。反対の第1の理由は、街なか再生推進事業問題です。20億円を超える投資で施設整備を行い、年間3,500万円の指定管理費を要し、来月開業予定となっていますが、新たに1億数千万円を投入しようとするものであります。誘客見込み数、売上目標、周辺への波及効果など確たる見通し、目標を示さないままの事業推進は大いに疑問とするところであります。

反対の第2の理由は、後期高齢者医療制度の問題であります。もとよりこの制度は政府の責任に属する問題であります。市としても市民に正確にその内容を説明し、必要な是正を関係機関に要請することや、市として可能な限りの対策を講ずることが求められています。ここ数年、介護保険制度や障害者支援制度など、政府の施策によって後退が相次いでいますが、今度の後期高齢者医療制度の創設は、改悪の最たるものであります。すべての高齢者から保険料を天引き徴収する、滞納すれば保険証を取り上げる、医療給付も後期高齢者診療料、退院調整加算、終末期相談支援料の新設などお年寄りいじめ、お年寄りへの医療差別そのものです。若い世代にとってもこの制度は、現在加入している健康保険が生涯保険でなくなり、75歳で断ち切られてしまうことになります。中止撤回を求めるものであります。

反対の第3の理由は、市立保育園の民間委譲問題であります。この問題の根底には、政府の保育単価があまりにも劣悪なことにあります。しかし、だからと言って公立保育の使命・役割が失われるわけではありません。存続を強く求めるものです。

反対の第4の理由は、国保税問題であります。山形地区住民への増税は、合併論議の中で、負担は低い方

へという言明や、昨今の厳しい市民生活の上からも納得できません。山形地区住民への増税分の3倍もの予算が特定健診に新たに費やされることになり、制度のありようが問われる事態ともなっています。加えて、国保安定化支援事業の算定6,300万円が繰り入れゼロでは、極めて遺憾であります。

以上、4点にわたって言及してきましたが、保育料の軽減、母子保健事業の拡大、長内中学校通学路への歩道整備、学校へのAEDの設置などは当然のことながら評価をするものであります。

以上を申し述べまして、反対の討論といたします。

○議長（下斗米一男君） 6番藤島文男君。

〔6番藤島文男君登壇〕

○6番（藤島文男君） 私は、平成20年度久慈市一般会計予算案について、政和会を代表して賛成討論を行います。

2月25日、第7回久慈市議会定例会に提出された平成20年度予算案について、久慈市長及び教育委員長の施政方針演述並びに本会議、予算特別委員会を通じて、慎重かつ積極的に質疑・議論を交わしてきたところであります。

また、政和会派内においても予算全般にわたって検証・精査しました。

新市まちづくりの指針である久慈市総合計画10カ年の内、前期5年の半分にししかかったところであります。財政の現状は地方交付税の大幅削減、高水準で推移が予測される扶助費、公債費、特別会計繰出金等、依然として厳しい財政運営が予測されます。

平成20年度予算案は、久慈市総合計画を基幹としながらも、施策の優先度に応じた重点的予算配分がなされたところであります。予算総額190億9,384万8,000円は、19年度予算額186億6,929万8,000円と対比して4億2,455万円、2.3%増であります。予算配分に当たっては重点的取り組み施策である、一つ、「市民との積極的な協働を進めるまちづくり」、二つ、「地域、みんなで支えあうまちづくり」、三つ、「創造性豊かな人材を育てるまちづくり」、四つ、「自然・地域を守るまちづくり」、五つ、「地域資源を生かし、にぎわいを創出するまちづくり」、六つ、「安全、快適なまちづくり」など六つの骨格に適正配分され、全体のバランスを図りながらも、全事業109のうち新規事業が全体で23、一部新規事業が13であり、19年度の

事業と比較しても新規5事業、一部新規事業9事業の増となっており、その中にある中でも特に子育て支援の拡充対策、中心市街地の活性化事業、市道を初め社会基盤の整備事業、あるいは教育環境の改善事業などに積極的配分が見られるところであります。市長は従来から施策の優先度に応じながらも、選択と集中を大きな目標と基本に徹してきたところであります。

現代の地方政治は、自己中心的な考え方だけでは独立的発展は望めない時代であります。施策に当たっては、時として隣接市町村、あるいは県内の動向、世界の中での共通課題にも目を向ける必要があります。本年7月には平泉町の中尊寺が、世界遺産に登録される見込みであり、地球温暖化防止対策として北海道洞爺湖において世界サミットも開催されます。このような状況、情勢の中で、安全、快適なまちづくりの重点的に取り組む施策の中で、ポケットパーク整備事業において、久慈溪流鏡岩園地整備事業、久慈市観光物産協会への事業展開のための助成や、観光交流センター事業などは、岩手県が観光面においても平泉元年と位置づけ、世界的に注目されるであろうと思います。県内においても連動して波及効果が見込まれると同時に、地球温暖化防止の自然保護環境保全の意識向上に大いに効果が望まれると考えるものであります。

市民が望む行政、そして変化と時代が求める要望にこたえる市政は、単に行政だけの責任ではなく、我々議会にとっては4万市民を代表しての議決機関としての大きな責任があります。

20年度の予算は厳しい財政の中でも、創意工夫、そして基本方針をずらすことなく、一過性の場当たり的かつ短絡的な面などみじんもなく、道路特定財源の堅持による道路整備を初め、未来に続く各種事業計画であると認め、20年度予算案を各議員が承認し、平成20年度のスタートを切ることができることを確信し、議員各位のご賛同をお願いして、政和会を代表して私の賛成討論とします。

○議長（下斗米一男君） 2番上山昭彦君。

〔2番上山昭彦君登壇〕

○2番（上山昭彦君） 私は新政会を代表して、平成20年度久慈市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

20年度の予算案について3日間の審議が行われ、多岐にわたる事業について意見が出されました。厳しい

中にもこれからの久慈市を考え、新しい芽を育てていくという姿勢が予算の中にも感じとれました。新年度予算は、地方交付税の大幅な削減等が続く中、厳しい財政環境の中、選択と集中を進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努め、子育て支援の拡充や、中心市街地の活性化、市道を初めとする社会基盤の整備、教育環境の改善など、当面する重要課題にこたえた予算編成になったものといえます。市債についても、新市発足以来3年連続し減少見込みであり、財政運営健全化の構築に向けて一步一步踏み出しているあらわれと考えます。「市民との積極的な協働を進めるまちづくり」、「地域みんなで支えあうまちづくり」、「創造性豊かな人材を育てるまちづくり」、「自然・地域を守るまちづくり」、「地域資源を生かしにぎわいを創出するまちづくり」、「安全、快適なまちづくり」からなる重点的に取り組む施策を課題に編成されました予算は、久慈市行政の設計図というべきものであり、合併後の基礎固めから徐々に新しい久慈市の姿がかいま見えてきた予算案であると思います。気になる点は、道路特定財源がまだ論議の中、不透明な状況での予算であり、暫定税率が廃止された場合、久慈市の予算に与える影響額は5億2,890万円余にもなるようです。苦しい予算編成を強いられている今日、市民の生活を守るため歳入欠陥だけは避けなければならないと思います。厳しい財政状況の中での予算組みや、行政と市民活動との新たな関係が必要になってきたこと、市のやるべきこと、市民ができることの認識がまだまだあいまいなことなど、非常に大変な時期であります。市民との協働意識を持つ作業はますます重要になってきており、どういう方針で、どんな計画がつけられ、どのように進められていくのか、市民へ今まで以上に丁寧な情報提供が必要になると考えます。今後予算を執行していく上で、住民にわかりやすい行政であることに留意していただくことを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（下斗米一男君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。まず議案第1号「平成20年度久慈市一般会計予算」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成20年度久慈市国民健康保険特別会計予算」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成20年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成20年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第4号「平成20年度久慈市老人保健特別会計予算」、議案第6号「平成20年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」、議案第7号「平成20年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第8号「平成20年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第9号「平成20年度久慈市工業団地造成事業特別会計予算」、議案第10号「平成20年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」、議案第11号「平成20年度久慈市水道事業会計予算」について採決いたします。

以上8件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第4号、議案第6号から議案第11号までは原案のとおり可決されました。

〔総務企画部長末崎順一君退席〕

~~~~~  
日程第6 議案第34号、議案第35号、議案第36号

○議長（下斗米一男君） 日程第6、議案第34号から議案第36号までの3件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

○市長（山内隆文君） 追加提案いたしました議案第

34号から議案第36号までの3件は、いずれも人事案件ありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたく存じます。

まず、議案第34号「副市長の選任に関し同意を求めることについて」申し上げます。本案は、工藤副市長が4月1日付けをもちまして県職員に復帰されることとなりましたことから、当市を取り巻く課題解決のため、広い視野で地域を見据える人材、また現下の厳しい行財政環境の中、公平厳正な感覚で行政の内部管理を行う人材の人選を進め、県に対し割愛をお願い申し上げ、このほど適任者として推薦をいただきました、環境生活部自然保護課総括課長であります菅原和弘氏を選任したい考えからご提案申し上げるものであります。菅原氏の経歴につきましては、議案書に付しております経歴書のとおりであります。県総務部、県教育委員会事務局、商工労働観光部等の各分野を経験されるなど、各般の事務に幅広く精通されております。また、温厚なお人柄で公私とも誠実にして県の幹部職員として将来を嘱望されている方と伺っており、副市長として最適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第35号及び議案第36号の2件、「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」申し上げます。

まず、議案第35号であります。本案は昨年10月に逝去されました鹿糠芳夫氏の後任として末崎順一氏を任命したい考えから提案申し上げるものであります。末崎氏の経歴につきましては、議案に付しております経歴書のとおりであります。議員各位既にご承知のとおり、長年にわたる市幹部職員としての幅広い行政経験とあわせ、教育委員会事務局職員としての教育行政に関する経歴や、優れた識見と強い責任感を有しており、教育委員会の委員として最適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第36号であります。本案は今年4月27日をもって任期満了となります亀田サチ子氏の後任として、柴田恵子氏を任命したい考えからご提案申し上げるものであります。柴田氏の経歴につきましては、議案に付しております経歴書のとおりであります。議員各位既にご承知のとおり、小中学校のPTA役員や久慈市PTA連合会の母親委員長を務められるなど、保護者のリーダーとして地域の学校教育に携わってお

ります。また、ダンス教室を通じまして、青少年から高齢者までの幅広い年齢層を指導、育成するなど、社会教育の分野においてもご尽力されているところであり、優れた識見と教育に取り組む姿勢は教育委員会の委員として最適任者であると考え、ご提案申し上げます。

以上、提案いたしました人事案件3件につきまして満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下斗米一男君） 提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件は、いずれも委員会への付託を省略し、直ちに審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第7、議案第34号「副市長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第34号「副市長の選任に関し同意を求めることについて」はこれに同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

○市長（山内隆文君） ただいま提案をいたしました人事案件に関し、ご同意を賜りありがとうございます。つきましては、議会のご了承をいただきまして、同意賜りました菅原和弘氏と3月31日付けをもって退任をいたします工藤副市長の両人からあいさつをさせたいと存じますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下斗米一男君） 菅原和弘君。

〔副市長菅原和弘君登壇〕

○副市長（菅原和弘君） ただいまご紹介にあずかりました、菅原でございます。副市長選任にご同意をいただきましてまことに光榮に存じます。私は市長を補佐し、久慈市の市政発展と市民の福祉増進のため、微力ではございますが全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうぞ議員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下斗米一男君） 工藤副市長。

〔副市長工藤孝男君登壇〕

○副市長（工藤孝男君） 議長の特別のご配慮により、発言の機会を与えられましたことに対しまして感謝申し上げます。今般、市長さん、議長さんほか、皆様方の格別なお計らい、そしてお力沿いをちょうだいいたしまして、3月31日をもって久慈市副市長の職を辞し、岩手県に復帰することとなりました。副市長の職を辞すに当たり、一言御礼を申し述べさせていただきたいと存じます。

私は平成18年5月1日に久慈市助役として迎えていただき、以来1年11カ月の間、皆様方の温かいご支援、ご教導のもと、新久慈市のまちづくりに参画させていただきました。その間、市民との協働を基本としながら旧久慈市旧山形村の融和はもとより、ものづくりや観光交流、農林水産業の振興など、市経済の振興と雇用の確保、そして中心市街地の活性化、市民の足の確保など市が抱えるさまざまな課題に、もとより微力ではございますが取り組むことができました。山積する市政課題を前にして市長の補佐役として力及ばず、十分に意を尽くせなかった、あるいはやはり残したことなど反省すべき点が多々あったかと思っておりますが、今こうしてあるのも市長さんを初め議長さん、議員各位のご寛容とご厚情の賜物であると改めて感謝を申し上げます。今久慈市は行財政環境が厳しい中であって、飛躍、発展に向けた大きな好機を迎えているのではないかと考えております。体験型教育旅行、港湾機能を活かした企業の進出、さらにはコンパクトシティを目指す中心市街地活性化への取り組みなどが全国的にも大変大きな注目を集めております。また、これらを支える湾口防波堤、そして八戸・久慈自動車道の整備も着実な進展を見せており、まさに官民を挙げた協働の取り組みが具体的な成果となってあら

われてきているものと考えております。一方では、4月8日のやませ土風館のオープンを間近に控えた今、久慈市を後にいたしますのは、まことに後ろ髪を引かれる思いがあります。しかしながら今後、市民の力が結集され、必ずや全国に誇れるまちづくりが進められていくものと確信をいたしております。

新年度からは県職員として、久慈市での貴重な経験を生かしながら、花巻、遠野地域の振興にかかわることとなります。立場こそ変わりますが、同じく県北の地に生を受けたもの一人として、そして温かく励ましていただいた皆様方のためにも、引き続き久慈市の振興発展のための一助になりたいと思っております。

最後となりますが、ただいま県からの割愛という形で菅原新副市長の選任が満場ご同意で決まりましたが、私以上に温かく迎えていただきますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましても、地方分権時代にふさわしい市政のさらなる進展のために、なお一層ご自愛ご健闘くださることをお祈り申し上げますとともに、市民参画のもとに「夢・希望・未来に向かって人輝く久慈市」が築き上げられていくことを心から念願申し上げます、退任に当たっての御礼とさせていただきます。長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

~~~~~

日程第8 議案第35号

○議長（下斗米一男君） 日程第8、議案第35号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第35号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第36号

○議長（下斗米一男君） 日程第9、議案第36号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

」を議題といたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第36号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

この際、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。山内市長。

○市長（山内隆文君） ただいま提案をいたしました人事案件に関し、ご同意を賜りありがとうございます。つきましては、議会のご了承をいただきまして末崎順一氏と柴田恵子氏からあいさつをさせたいと存じますので、議長のお取り計らいをよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（下斗米一男君） 末崎順一君。

〔教育委員会委員末崎順一君登壇〕

○教育委員会委員（末崎順一君） ただいまは議員皆様方の格別なご厚情によりまして、教育委員としてご同意をいただき、心からお礼を申し上げます。今日、社会全体の教育力の向上が強く求められております。教育は、学ぶ人たちの自発性を高めることに力を注ぐことが最も肝要であると考えております。自発性が高まれば、生涯を通じて、学ぶ力も生きる力も育つと考えます。このことを基本といたしまして、もとより微力ではございますが、教育委員会委員長そして教育委員の皆様と誠心誠意、本市教育の振興に最善の努力をしてみたいと存じます。議長を初め、議員の皆様のお一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下斗米一男君） 柴田恵子さん。

〔教育委員会委員柴田恵子君登壇〕

○教育委員会委員（柴田恵子君） ただいまご指名にあずかりました柴田恵子でございます。一言お礼のごあいさつを申し上げます。私は教育に関しては全くの素人です。ですから専門的なことや、法律的なことはよくわかりません。でもこれからの久慈市の、日本という国のかじ取りをしていく人間を今私たちが育てて

いるのだということに重い責任を感じています。子供たちを取り巻く多くの問題があると思いますが、先送りせず、現場で子供を育てている者の代表として、自分の言葉で母親の思いや疑問を発していこうと思っています。微力ではありますが、任期いっぱい最大限の努力をしたいと思いますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしく申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

~~~~~

日程第10 発議案第9号

○議長（下斗米一男君） 日程第10、発議案第9号を議題といたします。提出者の説明を求めます。15番堀崎松男君。

〔15番堀崎松男君登壇〕

○15番（堀崎松男君） 発議案第9号「道路特定財源の確保に関する意見書の提出について」提案者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。道路整備は市民生活の利便、安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがあります。地方においては高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成を初め、防災対策、通学路の整備、さらには緊急医療など市民生活に欠かすことのできない道路は経済社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、活力ある郷土の形成には欠くことのできない重要な社会基盤であります。仮に、現行の道路特定暫定税率が廃止された場合、地方においては9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなります。こうしたこととなれば、本市では5億2,000万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなります。以上のことから、国においては現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、関係行政庁に対し意見書を提出しようとするものであります。何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（下斗米一男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。次に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。それでは、採決いたします。発議案第9号「道路特定財源の確保に関する意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長（下斗米一男君） 日程第11 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、本年4月17日に青森県八戸市で開催の第60回東北市議会議長会定期総会に副議長濱欠明宏君を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

閉会

○議長（下斗米一男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、第7回久慈市議会定例会を閉会いたします。

午後2時59分 閉会